

## 令和6年度京都市児童福祉施設指導監査実施要領

### 1 指導監査の目的

指導監査は、児童福祉法第46条第1項、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」、その他関係法令等に基づき、児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童心理治療施設。以下「施設」という。）が関係法令、通知等を遵守し、入所者又は利用者等に対する適切な処遇及び適正な施設運営を行っているか否かについて個別的に明らかにするとともに、本市が積極的に助言又は指導を行うことにより、入所者等の処遇の向上及び施設運営の適正化を図ることを目的とする。

### 2 指導監査の対象施設

施設の種別	指導監査対象数		計
	一般指導監査	新設指導監査	
乳児院	2	0	2
母子生活支援施設	3	0	3
児童養護施設	7	0	7
児童心理治療施設	1	0	1
計	13	0	13

### 3 指導監査の実施方法

#### (1) 一般指導監査

指導監査の対象施設から、運営状況に係る書類の提出を求め、その内容等について一般指導監査を実施する。

また、原則として、社会福祉法人が経営する施設については、社会福祉法人に係る指導監査を同時に実施する。

#### (2) 特別指導監査

一般指導監査の際に特に問題のあった施設又は問題の発生した施設で、緊急を要するものに對し、関係事項について実施する。

#### (3) 新設指導監査

新設施設に対しては、必要に応じ、事前に関係資料等の提出を求め、認可後1年以内に、施設として遵守すべき基本的事項の指導を中心として実施する。

### 4 指導監査の主眼事項及び着眼点

本年度の指導監査の主眼事項及び着眼点については、別紙1「児童福祉施設に対する指導監査の主眼事項及び着眼点」のとおりとする。

## 5 指導監査班

指導監査は、原則として、係長職以上の職にある者を班長とし、同班長を含む2名以上の職員をもって指導監査班を編成し、実施する。

## 6 提出書類

別紙2「児童福祉施設監査事前提出資料」のとおり

## 7 一般指導監査日程

### (1) 提出書類の提出期限

令和6年7月4日（木）

### (2) 指導監査実施日

令和6年7月16日から令和7年3月31日までの期間で、別に定める日

## 8 指導監査結果

(1) 是正又は改善を要する事項（以下「指摘事項等」という。）については、監査終了時の講評において指導するものとし、指導監査の結果は文書により通知する。

なお、当該通知には、監査当日に講評した事項以外にも追加することがある。

(2) 施設は、上記(1)の指摘事項等について是正又は改善を図るとともに、当該指摘事項等のうち、文書による指摘事項については、是正又は改善したことを確認できる書面を添付のうえ、指定期日までに文書で京都市長に報告するものとする。

(3) 適正な運営を欠いていると認められる施設又は改善指導等に対して必要な改善措置等を講じない施設については、個々の事例に応じ、児童福祉法第46条第3項の規定により、施設所管課と協議のうえ、改善を勧告し、又は必要な改善を講じるよう命ずることがある。

## 9 結果の公表

指導監査の結果については、施設名、文書による指摘事項の内容、監査実施日、その改善状況等を京都市情報館（京都市公式ホームページ）に掲載するものとする。